

東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油・原材料価格や物価高騰の影響を受ける市内の中小事業者等に対して、事業継続を下支えするため、予算の範囲内において東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱に定めるもののほか、東広島市補助金等交付規則（平成24年東広島市規則第4号）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小事業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する法人及び個人事業主をいう。ただし、個人事業主にあつては、主たる収入が営業収入又は農業収入である者とする。
- (2) 売上 商品やサービスを提供することで得られた額の合計をいう。
- (3) 仕入原価等 仕入原価、光熱費及び燃料費の額の合計をいう。
- (4) 製造原価等 材料費、光熱費及び燃料費の額の合計をいう。
- (5) 粗利等 売上から仕入原価等を差し引いた額又は売上から製造原価等を差し引いた額をいう。

(支給対象者)

第3条 支給対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に本社又は事業所等を有する中小事業者等であつて、令和4年6月30日以前に創業し、今後も市内で事業を営む意思のある者。
- (2) 令和4年中の任意の連続する3か月（以下「対象期間」という。）の粗利等が、令和元年から令和3年までのいずれかの同期間（以下「比較期間」という。）の粗利等と比較して30%以上減少している者。ただし、令和3年10月2日から令和4年6月30日までの間に創業した場合は、創業した日の翌月から令和4年9月までの任意の連続する3か月を比較期間（この号において「特例比較期間」という。）とし、特例比較期間は対象期間と重複しないこととする。
- (3) 比較期間の粗利等が、法人50万円以上、個人事業主25万円以上である者。
- (4) 市税の滞納がない者
- (5) 市が実施する「経済状況のモニタリング」に対して、情報提供等の協力ができる者
- (6) 市が構築する「事業者ポータルサイト」に登録ができる者

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）
- (2) 暴力団等と密接な関係を有する者又は東広島市暴力団排除条例（平成23年東広島市条例第16号）第2条第3号に掲げる者
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする者

(4) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人

(5) その他市長が不相当と認める者

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、1事業者につき、法人10万円、個人事業主5万円とする。ただし、これまで市が実施した、運送事業者等を対象とした「燃油費高騰緊急支援金」等を受給し、当該額が本支援金の上限額に達していない場合は、その差額分を支給するものとする。

（支給申請）

第5条 支援金の支給を受けようとする者は、東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金支給申請書（別記様式第1号）に、次の表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

申請者	必要書類
法人	(1) 粗利等減少確認表（別記様式第2号） (2) 誓約書兼同意書（別記様式第3号） (3) 営業実態が確認できる書類（直近の確定申告書又は法人設立届の写し） (4) 対象期間の売上並びに仕入原価等又は製造原価等を証する書類（月次試算表、売上台帳、仕上台帳等の写し） (5) 比較期間の売上並びに仕入原価等又は製造原価等を証する書類（法人事業概況説明書、月次試算表、売上台帳、仕上台帳等の写し） (6) 法人登記簿謄本の写し（提出日前3か月以内に発行されたもの） (7) 市税の滞納のない証明書の写し（提出日前3か月以内に発行されたもの） (8) その他市長が必要と認める書類
個人事業主	(1) 粗利等減少確認表（別記様式第2号） (2) 誓約書兼同意書（別記様式第3号） (3) 営業実態が確認できる書類（直近の確定申告書又は開業届の写し） (4) 対象期間の売上並びに仕入原価等又は製造原価等を証する書類（月次試算表、売上台帳、仕上台帳等の写し） (5) 比較期間の売上並びに仕入原価等又は製造原価等を証する書類（青色申告決算書、収支内訳書、月次試算表、売上台帳、仕上台帳等の写し） (6) 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード又は住民票記載事項証明書等）の写し (7) 市税の滞納のない証明書の写し（提出日前3か月以内に発行されたもの） (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1事業者につき1回に限り行うことができる。

（支給決定等）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、審査の上、その適否を決定し、東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金支給決定通知書（別記様式第4号）又は東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金不支給決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第7条 支給対象者は、支援金の支給の請求をしようとするときは、東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金支給請求書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し及び支援金の返還)

第8条 市長は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定又は支給の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により支援金の支給の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消した場合は、東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金支給決定取消通知書（別記様式第7号）により支給決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支給決定を取り消した場合において、既に支援金を支給しているときは、東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金返還命令書（別記様式第8号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月23日から施行する。

令和 年 月 日

東広島市長 様

住 所
名 称
代表者職氏名
電 話 番 号

東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金支給申請書

東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金の支給を受けたいので、東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金支給要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 支援金申請額

100,000円(法人) 50,000円(個人事業主)

※これまで市が実施した、燃油費高騰緊急支援金等を受給し、当該額が本支援金の上限額に達していない場合は、その差額分を記載すること。

_____円

2 添付書類

申請者	必要書類
法人	(1) 粗利等減少確認表(別記様式第2号) (2) 誓約書兼同意書(別記様式第3号) (3) 営業実態が確認できる書類(直近の確定申告書又は法人設立届の写し) (4) 対象期間の売上並びに仕入原価等又は製造原価等を証する書類(月次試算表、売上台帳、仕上台帳等の写し) (5) 比較期間の売上並びに仕入原価等又は製造原価等を証する書類(法人事業概況説明書、月次試算表、売上台帳、仕上台帳等の写し) (6) 法人登記簿謄本の写し(申請日から3か月以内に発行されたもの) (7) 市税の滞納のない証明書の写し(申請日から3か月以内に発行されたもの) (8) その他市長が必要と認める書類
個人事業主	(1) 粗利等減少確認表(別記様式第2号) (2) 誓約書兼同意書(別記様式第3号) (3) 営業実態が確認できる書類(直近の確定申告書又は開業届の写し) (4) 対象期間の売上並びに仕入原価等又は製造原価等を証する書類(月次試算表、売上台帳、仕上台帳等の写し) (5) 比較期間の売上並びに仕入原価等又は製造原価等を証する書類(青色申告決算書、収支内訳書、月次試算表、売上台帳、仕上台帳等の写し) (6) 本人確認書類(運転免許証、個人番号カード又は住民票記載事項証明書等)の写し (7) 市税の滞納のない証明書の写し(申請日から3か月以内に発行されたもの) (8) その他市長が必要と認める書類

<<<前葉から続く>>>

3 市が実施する「経済状況のモニタリング」に対する協力の同意

「経済状況のモニタリング」に協力することについて、

同意する。 同意しない。

※ 「経済状況のモニタリング」詳細については、市ホームページに随時掲載します。

4 市が構築する「事業者ポータルサイト」に対する登録の同意

「事業者ポータルサイト」に登録することについて、

同意する。 同意しない。

※ 「事業者ポータルサイト」詳細については、市ホームページに随時掲載します。

粗利等減少確認表

■対象期間（令和4年中における任意の連続する3か月）の粗利等

	売上	仕入原価等又は 製造原価等	粗利等 (売上－仕入原価等又は 売上－製造原価等)
令和4年 月	円	円	円
令和4年 月	円	円	円
令和4年 月	円	円	円
合計	円	円	(A) 円

■比較期間（令和元年から令和3年までのいずれかの同期間）の粗利等

※令和3年10月2日から令和4年6月30日までに創業した場合は、創業した日の翌月から令和4年9月までの任意の連続する3か月（対象期間と重複しないこと）

	売上	仕入原価等又は 製造原価等	粗利等 (売上－仕入原価等又は 売上－製造原価等)
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
合計	円	円	(B) 円

※(B)が法人50万円以上、個人事業主25万円以上を支給要件とする。

■粗利等減少率

$$(B - A) / B \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \% \quad \text{※30\%以上を支給要件とする。}$$

(小数点第2位を四捨五入)

上記記載内容に相違ないことを確認しました。

令和 年 月 日

(申請者)

住 所
名 称
代表者職氏名

誓約書兼同意書

東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金の支給申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

また、東広島市が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは、営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは、運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは、暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは、組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは、運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは、組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 調査及び違反等に対する処分について

同支援金に関して、市長から追加資料及び現地調査等を求められた場合には、誠意を持って応じます。また、次の各号のいずれかに該当すると市長に認められた場合は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消し、既に支給した支援金があるときは、その全部又は一部の返還に応じ、虚偽のあった事実を氏名等とともに公表することを承諾します。

- (1) この要綱の規定又は支援金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により支援金の支給の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

令和 年 月 日

東 広 島 市 長 様

住 所
名 称
代表者職氏名

別記様式第4号（第6条関係）

指令東広産第 号
令和 年 月 日

様

東広島市長

東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金支給決定通知書

令和 年 月 日付けで申請の東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金については、次のとおり支給することに決定したので、東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金支給要綱第6条の規定により通知します。

支給決定額 金 円

別記様式第5号（第6条関係）

指令東広産第 号
令和 年 月 日

様

東広島市長

東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金不支給決定通知書

令和 年 月 日付けで申請の東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金については、次の理由により支給しないことに決定したので、東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金支給要綱第6条の規定により通知します。

支給しない理由

年 月 日

東広島市長 様

住 所
名 称
代表者職氏名
電 話 番 号

東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金支給請求書

令和 年 月 日付け指令東広 第 号で支給決定を受けた東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金について、東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金支給要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 請求金額 金 円
2 振込先

金融機関名 店 舗 名	銀行・金庫 農協・組合				支店・本店 支所・出張所			
預金種別 口座番号	普通・当座							※ 右詰めで記入 すること。
フリガナ								
口座名義人								

別記様式第7号（第8条関係）

指令東広産第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 閣

東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金支給決定取消通知書

令和 年 月 日付け指令東広 第 号で支給決定をした東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金について、次のとおり支給決定を取り消すので、東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金支給要綱第8条第2項の規定により通知します。

取消しの理由

別記様式第8号（第8条関係）

指令東広産第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 閣

東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金返還命令書

令和 年 月 日付け指令東広 第 号で支給決定をした東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金について、東広島市原油価格・物価高騰対策緊急支援金支給要綱第8条第3項の規定により、次のとおり返還を命じます。

1 支給の内容

支給日 令和 年 月 日
支給額 金 円

2 返還を命ずる額

金 円

3 返還の期限

令和 年 月 日

4 返還を命ずる理由